

## 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給の申請における事務処理要領

### （目的）

第1条 この要領は、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費（以下「住宅改修費」という。）の適切な支給を行うため、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第75条及び第94条に定める住宅改修費の支給の申請について、必要な事項を定める。  
（事前承認申請）

第2条 住宅改修費の支給を受けようとする居宅要介護被保険者及び居宅要支援被保険者（以下「居宅要介護等被保険者」という。）は、居宅介護（介護予防）住宅改修費事前承認申請書（別記様式）に次の各号に掲げる事項を記載した書類を添えて、住宅改修の着工日前までに市長に提出し、承認を受けなければならない。

- （1）住宅改修について必要と認められる理由書
- （2）工事費見積書
- （3）改修前の状態が確認できる写真
- （4）住宅の見取図（平面図）
- （5）住宅の所有者の承諾書（本人・家族以外が所有者の場合）

2 前項の規定にかかわらず、居宅要介護等被保険者が退院又は退所後に住宅での生活を行うため、あらかじめ住宅改修に着工する必要がある場合等、やむを得ない事情があると市長が認める場合は、住宅改修が完了した後に同項各号に掲げる書類を提出することができる。

### （事前承認通知）

第3条 市長は、事前承認申請があったときは、その内容を審査し、適正と認めた場合は住宅改修費事前承認通知書を申請日から起算して10日以内に当該居宅要介護等被保険者に通知する。

### （事前承認申請の変更）

第4条 住宅改修の工事種別等に変更が生じた場合は、居宅介護（介護予防）住宅改修費事前承認申請書に第2条第1項各号に掲げる事項を記載した書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

### （支給申請）

第5条 事前承認を受けた居宅要介護等被保険者は、住宅改修が完了した後に、浜松市介護保険条例施行規則第8条第2項、第13号に定める居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

- （1）住宅改修費事前承認通知書
- （2）領収証
- （3）工事費内訳書
- （4）改修後の状態が確認できる写真

### 附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。